

議案第 14 号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和 25 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 22 条の 3 第 1 項」を「、附則第 22 条の 2 の 3 第 1 項又は附則第 22 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 条の 3 第 1 項中「平成 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間に終了する」を「平成 9 年 2 月 1 日以降の」に改める。

附則第 22 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 22 条の 2 の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 31 条の 2 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み

替えて適用される第31条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第31条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第31条の5から第31条の6まで、第31条の6の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第31条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の5の2第1項前段、第31条の6、第31条の6の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第31条の7の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第22条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条の4の改正規定及び附則第22条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条の規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の苫小牧市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の4の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、一部施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2の3の規定は、一部施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

理 由

法人市民税の均等割及び法人税割に係る課税の特例措置を恒久化する等のため、関係規定を整備する。

議案第 15 号

苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金北海道支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例（昭和 47 年条例第 8 号）第 6 条第 2 項
- (2) 苫小牧市子育て支援医療費助成条例（昭和 48 年条例第 8 号）第 6 条第 2 項
- (3) 苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 48 年条例第 9 号）第 6 条第 2 項

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金の名称が変更されるため、関係規定を整備する。

議案第 16 号

苫小牧市営住宅管理条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市営住宅管理条例の一部を改正する条例

苫小牧市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項第 2 号中「又は第 51 条の 6 の規定による熱供給施設の使用料」を削る。

第 44 条中「共同浴場、熱供給施設、管理事務所等」を「管理事務所及び共同浴場」に改める。

第 51 条の 4 から第 51 条の 7 までを削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

山手町 2 丁目の市営住宅の用途廃止に伴い、同住宅の熱供給施設を廃止するため、関係規定を整備する。